

官民競争入札等監理委員会  
第 32 回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 32 回 官民競争入札等監理委員会  
議事次第

日 時：平成 20 年 4 月 18 日（金） 16:40～17:30

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 開 会
2. 議 題
  1. 実施要項案及び契約の変更について
    - ・国民年金保険料収納事業
  2. ハローワーク関連の事業実施状況について
  3. 国民各層との対話について
3. 閉 会

---

<出席者>

(委員)

落合委員長、本田委員長代理、逢見委員、樫谷委員、前原委員、森委員、吉野委員、渡辺委員

(事務局)

浜野内閣府審議官、中藤官民競争入札等監理委員会事務局長、櫻井参事官、熊埜御堂参事官、森山参事官、徳山企画官

(社会保険庁)

運営部部长 石井 博史

運営部年金保険課国民年金事業室室長 西田 昭夫

運営部年金保険課国民年金事業室室長補佐 杉山 昇

運営部年金保険課国民年金事業室室長補佐 矢口 明

運営部年金保険課国民年金事業室国民年金調整係長 加藤 卓

運営部年金保険課国民年金事業室主査 山越 恒

○落合委員長 それでは、時間になりましたので、第 32 回「官民競争入札等監理委員会」を始めさせていただきます。

本日の議題は 3 つございまして、最初の議題が社会保険庁の国民年金保険料収納事業実施要項案及び契約の変更についてというものであります。

2 番目は、ハローワーク関連事業の事業実施状況について。

最後の 3 番目は、国民各層との対話についてということになっております。

それでは、最初に国民年金保険料収納事業の平成 20 年度事業の実施要項案及び平成 19 年度事業の第 2 期要求水準等の見直しに伴う契約の変更につきまして、ご審議をいただきたいと思っております。

本件につきましては、これまで入札監理小委員会で審議をしまいいりまして、まずその審議の結果につきまして、入札監理小委員会の榎谷主査からご報告をお願いいたします。

○榎谷委員 入札監理小委員会の榎谷でございます。

資料 1 - ①に従って説明していきたいと思っております。今、委員長からご説明いただきましたように、今回、国民年金保険料収納事業に関しましては、既に平成 19 年 10 月から 95 の社会保険事務所においてスタートしておりますが、今年 5 月から第 2 期に入ることになります。2 期に入ることによって、1 期目の結果を踏まえて要求水準や最低水準の見直しをする必要があるのではないか。そういう見直し条項が入っておりますので、それについての議論。

上の①の方にいくんですけども、それを踏まえた上で、つまり、平成 19 年度 10 月から開始した社会保険徴収事業の結果を踏まえた、あるいは見込みを踏まえた上で、今度は 90 か所で今年 10 月から事業を開始することになっておりますので、これに対する実施要項案の審議でございます。

順序が逆になっていて申し訳ないんですけども、3 ページの「Ⅱ. 19 年度開始の第 2 期要求水準・最低水準の見直し」について説明した上で、20 年度を説明したいと思っております。

まず 19 年度の既に開始しております第 2 期目の要求水準の見直しですけれども、要求水準の見直し等の修正及び委託費の支払いについてということなのですが、これは社会情勢、経済情勢が相当変動したと思われまして、被保険者数が予想以上に減少しております。つまり、分母が相当減ったということでもあります。この理由は、社会保険から厚生年金の方へ変わった。つまり、正社員になったことによって変わったということで、傾向としては非常にいい傾向が表れているのではないかと思います。社会保険を払っていただく方は分母が減ってくる。分母が減ってくるわけですから、分子の要求水準の方も下方修正する必要があるのではないかとということでもあります。それにもかかわらず、委託費をどうするか。要求水準が下がるんだから、委託費も下げる必要があるのではないかと。また、上がった場合は上げる必要があるのではないかとという議論でございます。

そこにつきましては「対応」のところを書いてございますように、被保険者数の変動を理由とする要求水準等の修正については、妥当である。分母が下がったものには要求水準を下げるということでもあります。それから、委託費は変更しないということにつきましてですけれども、本来は要求水準が下がるわけですから、委託費を変更しないことが合理的だという意見もございまして、今回は環境が非常に悪い。つまり、社会保険庁の問題の中で環境が非常に悪化しておるので、収納コストが増加している可能性が高いと考えられますので、つまり、委託費は据え置く。要求水準は

分母が下がったこともあって、下げるといふことはやむを得ないと判断いたしました。

ただ、例外として北海道地区がございまして、北海道地区は実は分母が増えているんです。分母が増えていることについて、要求水準を増加させておりません。

これにつきまして、監理委員会の対応といたしましては、北海道地区の被保険者数の増加につきましては、社会保険庁が頑張ったと言えれば頑張ったのかもわかりませんが、居所未登録者の整理が進捗している。つまり、未登録がだんだん登録されていっているとか、職権適用の促進によって増えたということが原因であります。したがって、これらは納付が極めて難しいという方が中心になっているということで、分母は増えたんだけど、分子をそのまま増やすのは、かえって難しいということもありまして、要求水準は据え置く。分母は増えたんだけど、分子の方は据え置くという扱いについて、やむを得ないと判断をいたしました。

こういうことを前提に、1 ページ目でございますけれども「I. 20 年度事業開始実施要項案」を議論いたしました。

「1. 要求水準（実施要項 4～5 頁）」でございますけれども、要求水準については 19 年度見込みの督促納付率を使いますということになっておりますが、これが妥当なのかどうなのかということでございます。被保険者数の推定は妥当なのかどうなのかということでもあります。

これは事務局の方で推計方法についてのシミュレーションしていただきました。これは季節変動などについて実績値を積み上げていく方法なんですけれども、これでやりますと、18 年度の実績値に近いことがわかりました。これは妥当であると判断いたしました。

「(2) 要求水準及び最低水準見直しと委託費の関係」につきまして、どういうことになっているかという、第 2 期の要求水準につきましては、被保険者数等の基本事項の変動に基づいて見直しを行うこととする。それを見直しても、委託費の基本額は変更しないということでもあります。

要求水準を見直すということは、被保険者数が変わっているわけですから、妥当であるということでございます。

基本額を変更しないことにつきましては、鉤括弧の中にありますように、契約条項を事後的に変更することは、競争入札に付した目的、趣旨に反し、国等に不利益になるおそれがあるので許されないという説明がありまして、事務局にチェックしていただいたら、そのとおりだということもありまして、やむを得ないと判断いたしました。

これはこういう考え方で、特に入札をされる方に不利益はないのか。あるいは入札が困難になったりしないのかということで、既に実施しております事業者の方に意見聴取いたしましたところ、特に大きな問題はないということでありました。

2 ページでございます。

要求水準等の見直しと委託費の関係でございますが、今回は見直しと委託費の関係は切って、委託費は見直さないことになっておるわけなんですけれども、今後、もう一度それでいいのかどうかということを社会保険庁において引き続き検討していただくことになっております。

「2. 対象業務の内容（実施要項 2 頁）」は、付随的な業務に口座振替への勧奨業務というものがあるんですけれども、口座振替にクレジットカード納付を追加することについては、妥当かどうか

かということでございます。

これは去年の国民年金法の改正によって、そういうことが可能になったということで、口座振替のクレジットカード納付も同じであろうということで、妥当と判断いたしました。

「3. 委託費の支払い（実施要項5頁）」でございますが、成功報酬の単価は全国均一の1,500円にしたわけでございますが、これについて妥当かどうかという議論をいたしました。

これにつきましては、モデル事業では600円ということだったんですが、余り成果が上がらなかった。これはインセンティブか少ないのではないかという議論でございました。

1,500円の根拠でございますけれども、口座振替いたしますと6か月分ぐらいは最低期待できるということで、1か月分は社会保険庁の経費が削減できる。5か月分相当額を成功報酬としたらどうかということで、1か月当たり308円の効果があるということです。その5か月分ということで1,500円としたということでございますが、これにつきましても、引き続き検討するというところでございます。

「4. 契約解除に伴う違約金（実施要項14頁）」は、民間事業者の責めによる契約解除ですけれども、1割ということになっております。

これは妥当かどうかということでございますが、社会保険庁は一般的に1割を違約金としているということで、これも妥当と判断いたしました。

以上でございます。

○落合委員長 ありがとうございます。

それでは、実施要項案及び契約の見直しという2つにつきまして、樫谷主査からのご報告どおり、本日の委員会で議を行うということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○落合委員長 異議がございませんので、そのようにさせていただきます。

それでは、社会保険庁の方の入室をお願いします。

（社会保険庁関係者入室）

○落合委員長 それでは、社会保険庁の国民年金保険料収納事業の平成20年度事業の実施要項案及び平成19年度事業の第2期要求水準等の見直しに伴う契約の変更の2つにつきまして、本委員会として、この際、発言しておくことがありましたら、お願いしたいと思います。

○樫谷委員 入札監理小委員会の樫谷でございます。

付議に当たりまして、私のコメントを述べさせていただきたいと思っております。

まず要求水準等の見直しと委託費の関係でございますけれども、要求水準を見直す場合に委託費を変更しないということに現在なっておりますが、事業実施の過程において民間事業者の意見を適宜聴取する等によりまして、その妥当性を引き続き検討していただきたいというのが1点でございます。

2点目でございますが、口座振替等獲得の成功報酬についてです。これは1,500円になっておりますけれども、口座振替等の獲得に関する成功報酬の設定方法や水準に関しては、獲得実績等を検証するとともに、社会保険庁の徴収コストがこれによってどの程度下がるのか。極端に言えば、全

部口座振替になれば大幅に下がると思います。そのような施策も多分あるのではないかと思いますし、徴収コスト等も分析されれば、その妥当性がわかるかもわかりませんので、引き続きその妥当性につきまして検討していただきたいということでもあります。

以上でございます。

○落合委員長 それでは、本件につきまして、いずれも了承するというところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○落合委員長 異議がございませんので、了承ということにしたいと思います。

そういたしますと、公共サービス改革法第14条第5項の規定によりまして、社会保険庁から付議されました平成20年度事業の実施要項案及び同法第21条第2項の規定に基づきまして、同庁から付議されました平成19年度事業の第2期要求水準等の見直しに伴う契約の変更につきましては、いずれも監理委員会として異存はないということにいたします。

それでは、私からそれを手交したいと思いますので、こちらの方にお越しく下さい。

(落合委員長より石井部長に公文手交)

○落合委員長 それでは、実施要項等の了承に当たりまして、社会保険庁運営部石井部長からごあいさつをいただきたいと思っております。

○石井部長 座ってでよろしゅうございますか。

○落合委員長 どうぞ。

○石井部長 このたびは、国民年金保険料の収納事業に関わります実施要項案につきまして、平成20年度の事業開始分及び平成19年度の事業開始分の第2期要求水準等の見直しのご審議に当たりまして、小委員会の主査でございます榎谷委員を始めといたしまして、委員の皆様方に大変お世話になりました。この場をおかりいたしまして、改めて御礼申し上げる次第でございます。ありがとうございました。

また、ただいま榎谷委員からちょうだいいたしました論点につきましても、私どもは事業の実施状況を踏まえながら、十分に検討、対応してまいりたいと考えるわけでございます。よろしく願いいたします。

私どもといたしましては、ご承認いただきました実施要項に基づきまして、5月から始まります平成19年度事業の第2期分、10月から始まります平成20年度分の国民年金保険料の収納事業を円滑に実施すべく、最大限の努力をしてまいりたいと存じます。

現在、私ども社会保険庁におきましては、これまでの不祥事あるいは事業運営の在り方に関するさまざまなご批判、ご指摘を受け止めまして、抜本的な組織あるいは事業の改革に取り組ませていただいているところでございます。

昨年5月には、年金記録の問題が発生いたしまして、国民の皆様のお後を支える公的年金制度の信頼というものに、不信というものを生じさせてしまったという状況でもあるわけでございます。私どもといたしましては、そのような形で皆様が持たれております不安を1日も早く払拭いたしまして、年金制度に対する信頼の回復に向けて、現在、政府・与党の方で、昨年7月に定めた方針を基本にしながら、できることは何でもやるということで、今も送り続けております「ねんきん特別

便」の送付を契機として、お一人お一人の記録というものを確認していただき、それを踏まえて照合を丁寧にしていくことで、できる限りのことをやっていきたいと思っているわけでございます。

同時に、その間にありまして、国民年金保険料の収納の方でございますけれども、こちらにつきましても、非常に重要な課題であることは承知させていただいております、昨年度から「市場化テスト」が本格実施ということにもなっているわけでございますが、引き続き、民間競争入札の実施によりまして、民間事業者の方々による効果的あるいは効率的な事業展開というものをお願いし、また社会保険事務所との協力連携を図らせていただくことを通じて、全体として納付率の向上を図ってまいりたいと考えております。

監理委員会の先生方、皆様には、引き続き、ご指導の方をよろしくお願い申し上げまして、大変簡単でございますけれども、私どものあいさつにかえさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

○落合委員長 社会保険庁におかれましては、公共サービス改革法の趣旨を達成すべく、サービスの向上、コストの削減の両面について、更に今後一層努力されることをお願いしたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

○石井部長 どうもありがとうございました。

(社会保険庁関係者退室)

○落合委員長 次の審議に移る前に、委員の方々に席の移動をしていただくということでありますので、事務局は誘導をお願いいたします。

(委員席移動)

○落合委員長 それでは、第2の議題であります「2. ハローワーク関連の事業実施状況について」であります。ハローワークの職業紹介事業の「市場化テスト」について、昨年の公共サービス改革基本方針の閣議決定に基づいて、3月21日、公共サービス改革法の一部改正法案が国会に提出されております。

私としても、この機会に一度ハローワークに関連するこれまでの「市場化テスト」について、整理をしておくことが有益ではないかと考えましたので、事務局をお願いいたしまして、法制定前に行われたモデル事業も含めて、ハローワーク関連の「市場化テスト」の現状等につきまして、ここで1つとりまとめをしてもらいたいとお願いいたしましたので、事務局からその説明をお願いいたします。

○櫻井参事官 それでは、事務局から「ハローワーク関連の事業実施状況について」ということで、資料2に基づきまして、ご説明をさせていただきたいと思っております。

説明に入ります前に、この資料の位置づけでございますけれども、モデル事業等につきましては、厚生労働省の市場化テスト評価委員会がとりまとめを行われた報告書がございます。また公共サービス改革法に基づく事業を実施するに当たり実施要項が作成されておりますが、その中で「従来の実施状況に関する情報の開示」ということで、経費等の情報が開示されておるところでございます。今日の資料はそうしたものを基にいたしまして、ハローワーク関連の市場化テストのこれまでの事業の実施状況全体を概観していただくという観点から、事務局でとりまとめをさせていただきます。

た。

法律に基づきまして実施している事業につきましては、公共サービス改革法で「評価」が求められておりますので、今後、評価のプロセスに入りますと、また監理委員会の方でご審議をいただくことになるわけですが、その場合などには、それぞれの事業ごとにより詳しい資料等を用意させていただきたいと思っております。

今日は、先ほど申し上げましたように、全体を概観いただくということで、既存の資料等から事務局で作成したということをご了解いただければと思っております。

それでは、内容に入らせていただきます。資料2に基づきまして、順を追って説明をさせていただきますと思います。

ハローワークの関連ということで、3つほど事業を挙げております。

1つ目が「1. キャリア交流プラザ」でございます。

「(1) 事業内容」にございますように、中高年ホワイトカラー、壮年技術者、中高年長期失業者等を対象に就職支援の活動、具体的にはセミナー・ガイダンス、経験交流、キャリアコンサルティング、職業紹介その他の就職支援を実施する事業でございます。

キャリア交流プラザは、全国に15か所ございますが、そのうち17年度、18年度のモデル事業では、それぞれ1年及び10か月の期間でございますが、北海道以下、二重線を引いてあります5か所において実施をしております。また、19年度からは3か年の法に基づく市場化テストを実施しておりますが、これにつきましては、二重線の地域に加えまして、一重の下線を引いた3か所を併せた8か所について、事業を実施中でございます。

資料2では以下、網掛けになって下線太字で書いているところと、網掛けになっておらず斜体字で書いているところとがあると思いますが、網掛けになって下線太字で書いているところが民間実施の地域あるいは民間実施の年度でございます。網掛けになっておらず斜体字で書いているところが、国実施の地域ないしは年度でございます。そういう前提で資料をごらんいただければと思います。

キャリア交流プラザにつきましては、17年度、18年度、1年あるいは1年弱モデル事業でやっていただいたわけですが、そこがございますのが結果でございます。官民いずれについても事業の目標として55%の就職率を掲げております。これはキャリア交流プラザで受講された研修者の方が、支援開始後6か月目の間に就職に至った割合が何%かということを目指して、それを55%に設定したということです。

1ページの最後にご覧いただけます※のところをごらんいただきたいと思います。端的に申し上げますと、官実施の10地域につきましては、6地域が55%をクリアした。それに対して、民実施地域については、5地域中2地域がクリアした結果となっております。

2ページにいきまして、モデル事業の期間中には、利用者の方に満足度調査をさせていただいております。その結果が民5地域、官10地域の平均値として、そこに書いてございます。いずれも高いところがございますけれども、比べれば、若干民間の方が低い形になっております。厚労省の市場化テスト評価委員会の報告書では、官民いずれも高いという評価になっていると承知しており

ます。

2つ目の○でございます。19年度以降は、法律に基づいて市場化テストをやっておるわけですが、実施要項において、毎年1回その事業概要をとりまとめて監理委員会に報告をいただき、かつ公表することになっております。3月末で1年目が終わっておりますが、先ほど申し上げましたように、成果を評価するには、その後、支援開始後6か月後までの就職率を見なければいけないことなどがあるものですから、全体がまとまるにはもうちょっと時間がかかりますので、まとまり次第、またご報告させていただきたいと思っております。

3つ目の○でございますけれども、これはやや定性的なお話でございます。モデル事業などで民間独自の創意工夫として、どういうものがあつたのかという紹介が、厚生労働省の市場化テスト評価委員会がとりまとめられた報告書の中にごございます。

そこにごございますようなところですが、例えばセミナーの講師をキャリア交流プラザのキャリアコンサルタントが務める。これはどういうことかといいますと、コンサルタントの方が講師の方をやりますと、求職者の方のニーズがよくわかっておりますので、よりきめの細かいセミナーが実施できるということでございます。

セミナー日程によらず、登録者個々のニーズに応じてキャリアコンサルティングや就職相談を実施する。これはあらかじめこしかコンサルティングをやりませんというのではなくて、利用者側のニーズに応じて柔軟に実施時期を決めるということでございます。

経験交流について、ほかの期の登録者との交流を可能とすることによりマンネリ感の解消を図る。経験交流会というものをやっているわけですが、いかんせん20名とか30名とか1つの期の受講生の方は限られておりますので、同じ方とやっているとマンネリになる、ということで、別の期の受講生の方とミックスをして、経験交流会を実施することにより、マンネリ感を解消するということでございます。

更にキャリア交流プラザ内で企業合同面接会を行う。従来は実際の就職あつせんになりますと、ハローワーク等に行ってやっていただくことが多かったわけですが、民間で実施したものの中には、キャリア交流プラザの方に企業の方に来ていただく等の形で面接会をやった。こういったことが報告されておるとのことでございます。

2ページの最後に「○ 経費の推移」が書いてございます。最終的に8か所について民がやっておりますけれども、それを官の時代から比較して経費がどう変わってきたかということでございます。

ただ、16年度と17年度の間に隙間をあげさせていただいておりますのは、16年度以前と17年度以降とでは、設定コースの数などが違いますので、単純に数字を比較できないところがあるということございまして、その点をご留意いただければと思います。

3ページにいかせていただきまして、今度は経費と就職の件数等を使って、経費当たりの就職件数がどう変わったかということ。これも、データが取れます8か所について、15年度から18年度までの数字を書かせていただいております。

これも留意が必要でございますので、下の※に書いてございますが、就職件数の数え方が16年度

までと 17 年度以降で違っております。括弧内にございますが、16 年度以前は雇用保険被保険者資格取得の有無を問わない、つまり、雇用保険の被保険者資格が取れない方も就職件数に入れておりましたけれども、17 年度以降は雇用保険の被保険者資格が取れた方だけを就職件数にカウントするというので、そういう意味では、17 年度以降の方が就職件数のカウントが厳しくなっておるといふことかと思えます。

そういった前提の中で、そこにありますように、民間実施のところについて申し上げれば、東京のように上がったところもあれば、その下の北海道のように下がったところもあるということで、16 年度から 17 年度に関して言えば、上がったところが 2 か所、下がったところが 3 か所になっております。

他方、福岡、神奈川、新潟の 3 つは、15 年度から 18 年度までずっと官がやっておるんですけども、16 年度と 17 年度を見ますと、いずれも 17 年度の方が数字が上がっておるといふことにございまして、厚労省市場化テスト評価委員会の報告書の中では、国実施の地域においては、モデル事業の導入に併せて経費削減に努めてきたという話を書いてございます。そうしたことがこうした官実施地域における数字のアップにつながっておるのではないかと推察されます。

以上が「1. キャリア交流プラザ」でございます。

次に「2. 求人開拓事業」でございます。

「(1) 事業内容」につきましては、雇用失業情勢の厳しい地域において、求職者の再就職に資する求人の量的確保を目的として、端的に言えば、企業の方に働きかけて求人情報を出していただく。こういった事業をやっておるところでございます。

事業実施地域は、雇用失業情勢の厳しい地域になるわけですけども、これは毎年厚生労働省の方で、雇用失業情勢の数字などを見ながら決定されることになっておりますので、毎年変わってまいります。

「市場化テスト」につきましては(2)にございますように、17 年度は全国 77 の求人開拓事業を実施した地域のうち 3 か所で 1 年間やり、18 年度はモデル事業として 54 地域中 3 地域 10 か月で行い、19 年度は法に基づく事業として 39 地域のうち 2 地域を行いました。これも 1 年間でございます。1 年間にした趣旨は、先ほど申し上げましたように、毎年雇用失業情勢の厳しいところを毎年選ぶという事業の性格上、複数年にすることは困難であるといふことで 1 年でやっております。

また 19 年度につきましては、もともと 5 地域について民間事業者に市場化テストでやっていたけど予定だったんですが、3 地域については入札不調となりましたので、ここについては官の方に戻して国が自らやるという形でやっていただいております。

20 年度につきましては、同じく 39 地域中 2 地域 1 年間ということで、今、事業が実施されておるところでございます。

事業実施の結果でございますが、3 ページに 17 年度モデル事業について書いてございます。

「開拓求人数」は、どの程度の求人情報を得ることができたかといふことでございます。

「充足数」は、求人開拓で得られた求人情報によって、実際にどれだけ就職に結び付いたかといふ数でございます。

いずれで見ていただいても、北海道札幌、福岡北九州に対し、次に兵庫神戸がございますが、数字を見ていただくとわかりますように、兵庫神戸に比べると、北海道札幌、福岡北九州いずれも小さな数字になっております。

ちなみに、兵庫神戸というのは、下の※がございますけれども、「雇用・失業情勢や労働市場の規模が類似しているとの観点から、民の実施地域との比較対象地域として、厚生労働省市場化テスト評価委員会が選定した地域」でございます。地域によって、当然、雇用失業情勢等が違いますので、比較するところを決めなければなりませんので、そういった観点から、厚労省の評価委員会の方がお決めになった地域でございます。そこの比較ということで見ただけだと思います。

同じく秋田中央に対して、比較対象地域の鹿児島も、そこにあります数字で秋田中央の方がかなり小さな数字になっておるかと思えます。

18年度につきましては、北海道旭川、高知中央、長崎県南の3地域と、その下にあります北海道函館等が比較対象地域でございます。これも詳しい説明は省略いたしますけれども、かなり差がついていることがごらんいただけるのではないかと思います。

19年度につきましては、1年の事業ということで、半期ごとに公表することになっております。一応9月末、前半についての報告が既に公表されておりますけれども、青森東青と福岡筑豊の数字がそこがございます。それに対して、北海道旭川以下の3地域は、いわゆる比較対象地域ではございませんで、もともと民間事業者にやっていたと予定であったところが入札不調になったために官で実施した地域です。これについて数字が取れておりますので、それを参考のために並べております。

したがって、これらは比較対象と地域として選んだわけではございませんので、単純に比較していいのかという議論はございますけれども、いずれにしても、ここにおいてもかなり大きな差が見てとれるところかと思えます。

4ページの最後の○にございますけれども、求人開拓につきましては、一度、民間事業者からヒアリングをしていただいた中でも議論が出ておりますし、今、申し上げましたように、19年9月末に報告が厚労省からございまして、その中で入札監理小委員会においては、今後、委託を続けるかどうかの議論の前提として、官民の実績差について、どのような原因があつてこういう差が出てくるのかといったところについて、更に分析・検証する必要があるのではないかとといったご指摘を既にいただいております。

また、厚生労働省の市場化テスト評価委員会におきましては、その原因として、「民間事業者の地域状況や事業への理解・経験の不足、民間事業者の信頼の確保の難しさ」が指摘されておると伺っております。

最後に「3. 人材銀行」でございます。

この事業は「(1) 事業内容」のところがございますように、40歳以上の管理職の方、専門・技術職の方等に特化した求人・求職の受付、職業相談、職業紹介等を行うということで、いわゆるホワイトカラーの方を中心とした職業紹介をやっている事業でございます。

全国に12か所ございますが、そのうち下線を引いております3か所について、19年度から3か

年ということで法に基づく市場化テストが実施されておるところでございます。

こちらにつきましては、先ほど申し上げたキャリア交流プラザ等と同じでございますけれども、まだとりまとめられた報告をいただいておりますので、実施状況についての報告は書いてございませんが、経費のところにつきましては、既に情報がございます。そこがございますように、15年度以降の官における経費、19年から21年は落札金額を3で割ったものでございますけれども、それを書かせていただいているところでございます。

以上が、ハローワーク関連で行われております事業の実施状況についてのご説明でございます。  
○落合委員長 ありがとうございます。

ここでの問題意識は、結局、今までハローワーク関連の事業はモデル事業等を中心として実施したわけですが、それをどう評価するか。それと同時に、今後、ハローワークにおける職業紹介事業を「市場化テスト」の対象にしていくといったときに、実施要項をこの委員会としては責任を持ってつくらなければいけない。そうだとすると、過去のハローワーク関連事業の実績、経験等も踏まえて、ハローワークの職業紹介事業の実施要項にもそれを反映させていく必要があろうということで、全体的に過去のものについてのデータ等を事務局にまとめていただいて、今、紹介していただいたというのが経緯であります。

この点につきまして、今のご説明等も踏まえまして、ご自由にご意見あるいはご発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

樫谷委員、お願いします。

○樫谷委員 こういう結果が出てきたことについては、受け止めなければいけないんですけれども、4ページにも書いてございますように、入札監理小委員会におきましても、何で官民の差がこんなにあるのかというのは、幾ら考えてもわからない。ここには厚労省の市場化テスト評価委員会で民間事業者の地域状況や事業への理解、経験の不足、民間事業者の信頼の確保の難しさを書いてあるんですが、どうもこの理由で本当にこんなに差が出るのかということが、理解できないんです。これは本当に根本的な分析をしていただかないと、徹底的に分析していただかないと、これをそのまま、はい、そうですか、やはり官が勝ったんですねと受け入れるには、余りにも問題が多過ぎるのではないかと考えております。

いずれにしても、まだ始まって間もないもので、民間も未成熟であることは認めざるを得ないと思います。したがって、少し長い目で見ないといけないところもあるのではないかと。勿論、国民の理解も得ないといけないこともあると思いますが、今までは官が勝つというのはある意味当たり前で、長い間何十年もやっているわけです。民間は一定の別の訓練はしているけれども、新規参入ですから、すぐに勝てるかということと確かに難しい問題もあることはあると思うんですが、そのような観点から、単純に比較にするのは、もう一遍よく考え直さないといけない。だから、私は単純に負けたという結論を出すのには、相当早いと思っております。

○落合委員長 ありがとうございます。

キャリア交流プラザと求人開拓事業を比較してみると、表面的には結果が官の方がある意味でいいというのは求人開拓事業の方であって、キャリア交流プラザの関連の事業では、民の方もそれな

りの業績を上げている地域もある。したがって、ある意味でかなりの差が出たというのは、求人開拓事業の方です。今、樫谷委員が言われましたとおり、これだけの差が出る理由何なのだろうかという辺りは、今後、更に慎重に監理委員会としても検討していかなければいけないことであろう。

したがって、ハローワーク関連事業と一口に言っても、ターゲットが求職者であるような場合と、逆に求人企業がターゲットである場合とで、過去の例を見るとかなり違いが出ていることがあるわけですが、これらの違いは一体何かというのが、今、樫谷委員が言われた点であろうと思いますが、ほかに何かご意見等ございますか。

渡邊委員、どうぞ。

○渡邊委員 この数字の読み方はいろいろあるかとは思いますが、今、委員長からもご指摘があったキャリア交流プラザと人材銀行の経費が大きく示す差というか、従前と採用された後の差を大きく示すものが、想像以上に大きな数字を示しているということで、正直申し上げて、やはりそれなりの成果が出ているのではないかと思います。

通常いろいろな比較をする場合に、単年度や3年度ということでは、その年の特徴みたいなことがどうしても出ようかと思ひまして、ある程度長期に見て、そのフラクチュエートの状況を見て、初めて評価できることではあると思うんですが、この数字というのは一定の成果と理解いたしました。

以上です。

○落合委員長 ほかにご意見ございますか。逢見委員、どうぞ。

○逢見委員 キャリア交流プラザは、中高年ホワイトカラーとか長期失業者で、いろいろなキャリアコンサルティングなどをやりながら、それと就職を結び付けるものでありまして、これは民間でもやっている事業もあって、比較してそんなに官民で大きな差があるとは言えないだろう。

人材銀行は、残念ながらまだ結果が出ておりませんのでわかりませんが、人材銀行もどちらかというとホワイトカラー、管理職、専門職、技術職ですから、ここも民間で比較的ノウハウがあるところなので、そこそこ実績は出てくるのではないかと考えています。

問題は求人開拓事業で、これは民で類似のものがあるのかというと、要するに就職困難地域、有効求人倍率が0.6とかそういう地域で求人開拓して充足する。就職困難地域はもともと民間企業も少ないところでやることの結果があるのではないか。したがって、こういう就職困難地域で類似の民間事業がない分野というのは、果たして今後も継続すべきなのかどうかということは、まだ平成19年度のすべての実績が出ているわけではないのであれですが、かなり差が出てきていることについては、やはり今後の実施の際によく吟味すべきことではないかと考えております。

○落合委員長 ありがとうございます。

ほかにご意見ございますか。森委員、どうぞ。

○森委員 今の逢見委員と同じような考え方をするんですけれども、やはり求人開拓の中で、官が持っている情報量と民、これは当然経験の問題や情報収集も含めて、そういうところの違いというのは、どういうアクセスをするかという方法論も含めて、まだ求人開拓の問題は、官の方が有意性というんですか、そういうところがあるのではないかとこの数字を見ていて思いました。

そうすると、同じような情報量というのは、情報の機密性の問題があるかもしれませんが、それを出していかないと、恐らく求人開拓では、例の東京で2か所やられるハローワークのところでも、やはり厳しいことが強いられるのではないかと感じております。

○落合委員長 ありがとうございます。

ほかにご意見ございますか。

実は残念ながら時間がきておりまして、本議題につきましては、申し訳ありませんけれども、ご意見を伺うのはこれでとどめます。

今までのご意見あるいは資料等を見まして、先ほど私も申し上げたのですけれども、ハローワーク関連の「市場化テスト」と一口に言っても、2つに区別していく必要がある。まず求職者をターゲットとして直接的なサービスを提供していくという公共サービスと、求人企業に働きかけて、求人需要というものを増加させていく公共サービスとは、大分性質が違うのではないかと、ということです。先ほどの逢見委員あるいは森委員等のご発言にもありましたように、この結果については、その性質の違いが反映していると思われると思います。

直接求職者をターゲットにするサービスについては、目標率55%を達成した地域が10か所中6か所ということで、民実施地域でも5か所中2か所になっている。

それから、民間事業のいろいろな創意工夫というものが、いい影響を与えていることがありますので、1年という制約があったにもかかわらず、直接求職者にサービスを提供するという「市場化テスト」については、一定の成果を上げているという評価ができるのではないかと、思います。

他方、求人企業をターゲットとして行う公共サービス、これは求人開拓事業ということでありまして、結果としては、必ずしも目立った成果は上がっていない。そういうことがあるわけですが、先ほど各委員からありましたように、民間事業者のノウハウというものが十分ではなかった等の事情が反映しているとは思いますが、榎谷委員が言われましたとおり、そういうことでこんなに官民で大きな差が出るものなのだろうか。これがノウハウとかそういう点だけの違いを反映させているものかどうかにつきましては、やはり監理委員会としても独自に検討しまして、どういうふうに評価すべきかを考える必要がある。私としては、委員会として、そういう態度を取るべきものであらうと思っております。

それから、ハローワークの職業紹介は、今、国会に法案を出しておりますように「市場化テスト」の対象にしていくことを考えているわけでありまして、これは先ほどの2分類からいくと、直接求職者に対するサービスを提供するという公共サービスなので、そういう意味では、この部分については民間の方も十分な力を発揮してくれる可能性が非常にあるということが、過去の例を見ると導けるのではなからうかと考えられると思います。

それらを踏まえまして、今後、監理委員会がハローワークの職業紹介事業というものを「市場化テスト」の対象にしていく、実施要項というものを練り上げていく段階において、どういう考慮を働かせていかなければいけないかが重要な問題になるわけで、これは監理委員会として、今後、十分に検討していくこととなります。

留意点としては、まず第1に、ハローワークというのは全体としてセーフティーネットという重

要な役割を果たしておりますので「市場化テスト」の対象にした結果、セーフティーネットのサービスが低下するというようなことは絶対に避けなければいけない。むしろ、全体としてサービスの向上が実現されるような観点から、これをとらえていかなければいけないだろうということがあると思います。

第2点としては、官民で競争することもあり、先ほど申し上げましたように、セーフティーネットとして利用者第一に考えなければいけないということがありますので、官、利用者、民間事業者の3者にとって、よりよい制度設計になるような実施要項にしていかなければいけないだろうと言えるかと思います。

第3点としては、いわゆる弱者です。例えば母子家庭、高齢者、障害者など、社会的弱者の方々に対してサービスが低下するようなことがあってはならない。むしろ、サービスの向上が実現されないといけないだろうということを留意しつつ、監理委員会としては、今後ハローワークにおける職業紹介事業に対する「市場化テスト」の実施については、それらを考慮して、更に全力を挙げて検討していかなければいけないだろうと考えられますし、現時点において、監理委員会の立場としては、そのようなまとめ方でいいのではないかと考えておりますが、大体そのような線でまとめるということは、よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○落合委員長 それでは、監理委員会としては、そういうスタンスでいきたいと思います。今後ハローワークにおける職業紹介事業の「市場化テスト」の実施については、以上の点を十分考慮して対応していくことにしたいと思います。

そうしますと、最後の議題になりますけれども「3. 国民各層との対話について」です。これは事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、お手元の資料3「国民各層との対話について(案)」に基づき説明したいと思います。

「1. 国民各層との対話について」ということで、問題意識でございますが、これまで監理委員会におきましては、公共サービスの具体的なユーザーである国民から直接声を聞く機会が少なかったのではないかとということでございます。

今後、公共サービスの質の向上を図るために、利用者・消費者・地域中小企業・NPOなど、実際に公共サービスの提供を受けるユーザー、国民各層から幅広く意見を聴取することは、大変有意義ではないかということです。このため、公共サービスの総点検(事業の仕分け)の一環といたしまして、広く国民各層から公共サービスの改革について意見を吸い上げるということで、今後、監理委員会において集中ヒアリングを実施していったらどうかということでございます。

具体的には、2以降でございます。

「(1) 進め方」で、具体的には2つございまして、1つは本委員会において集中的にヒアリングを実施するというところでございます。

2つ目は、本委員または専門委員の方々に、地方(数都市程度)に出向いていただきまして、また地元の方々との意見交換をしていただくということでございます。

「(2) ヒアリング対象」でございますが、具体的に現在想定しているのは、消費者・地域中小企業・NPOを代表する方からヒアリングを実施してはどうかということでございます。

このほか、こうした方々からヒアリングをしたらどうかというご意見などがございましたら、お聞かせいただければと思っております。

「(3) ヒアリング事項」でございますが、どのような分野で公共サービスの改革に資する民間の創意工夫が生かせる分野があるか、または「市場化テスト」の候補としては、どういった分野があるか、公共サービスを全般的により一層改革を進めるためには、どういったことを行う必要があるか、最近の「市場化テスト」の動きについて、どのように考えるか、といった点を主なヒアリング事項として考えております。

「3. 今後の予定」でございますが、5月中旬また5月下旬に監理委員会を予定しておりますので、この際に第1回目、第2回目の集中ヒアリングを実施してはどうかと考えております。また、必要に応じて6月にも第3回目の集中ヒアリングを実施してはどうかということで、今後調整していきたいと思っております。

地方での意見交換会につきましては、今後どの都市を回るか等について調整した上で、5月下旬から6月にかけて実施していければと考えているところでございます。

説明は以上です。

○落合委員長 ありがとうございます。

ただいまのご説明も踏まえまして、国民各層との対話につきまして、ご意見等がございましたら、お願いしたいと思えます。

どうも民間開放と民間委託が十分に区別されていないのではないかという印象が、監理委員会委員の間にあると、常々思っているわけで、やはり国民にその辺を十分理解していただいて、国民の支援を受けないと、公共サービスについての「市場化テスト」というものもなかなか推進されていかなないことがありますので、国民各層との対話については、是非力を入れて監理委員会としても、今後やっていかなければいけないということで、各委員の皆様方にはまたお願いしなければいかぬこととなりますけれども、是非よろしく願いいたします。

吉野委員、どうぞ。

○吉野委員 余り性急に具体的に何をどうしようという結論を求めないで、一般的にどういうところに国民が日ごろ不満を持っているか、問題だと思っているかということ、なるべく広く網をかけてゆっくり聞いていく方が、私は結論としてはいいものが出るのではないかと思います。

○落合委員長 前原委員、どうぞ。

○前原委員 先日、名古屋に行かせていただきましたけれども、地方公共団体の方が非常に切迫感があるので、かなり真剣に取り組んでいるような印象を受けました。ここでいろいろお聞きしていると、やはり中央の省庁はまだぼうっとしているというか、切迫感が余りないのではないのでしょうか。大分違うので、こういうヒアリングをされるのは非常にいいと思います。

○落合委員長 それでは、時間も超過いたしましたので、このような目的を持って国民各層との対話を進めるということによろしいでしょうか。そういう方向でやりたいと思えます。

ちょっと超過して申し訳ありませんでしたけれども、予定した議題はすべて終わりましたので、これで終了にしたいと思います。どうもありがとうございました。